

公共工事の品質確保について

平成26年12月16日

国土交通省 中部地方整備局

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例） 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律案>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➤H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➤H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➤H26.6.4
公布・施行

- <背景>**
- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
 - 現場の担い手不足、若年入職者減少
 - 発注者のマンパワー不足
 - 地域の維持管理体制への懸念
 - 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ ダンピング受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - 発注者間の連携の推進
- 効果
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・ 歩切りの根絶
 - ・ ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示(基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（1／2）

0. 本指針の位置づけについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための、**発注者共通の指針**。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめたもの^(※)。
- また、**国は**、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

^(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用に資することが目的

I. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、**発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）**の各段階で、以下の事項を考慮する。

（１）調査及び設計段階 > （２）工事発注準備段階 > （３）入札契約段階

- ①事業全体の工程計画の検討等
- ②調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ③技術者能力の資格等による評価・活用等

- ④工事の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ⑤予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成
- ⑥現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

- ⑦適正利潤の確保のための予定価格の設定
- ⑧発注や工事施工時期の平準化

- ⑨適切な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等
- ⑩工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ⑪競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

（４）工事施工段階

（５）完成後

- ⑭施工条件の変化等に応じた適切な契約変更
- ⑮工事中の施工状況の確認等
- ⑯施工現場における労働環境及び労働条件の改善
- ⑰受注者との情報共有や協議の迅速化等

- ⑱適切な技術検査・工事成績評定等
- ⑲完成後一定期間を経過した後も含めた完成時の施工状況の確認・評価

- ⑫入札不調・不落時の見積徴収方式の活用等
- ⑬公正性・透明性の確保、不正行為の排除

2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための**環境整備**として、以下の事項に取り組む。

（１）発注体制の整備等

- ⑳発注者自らの体制の整備
- ㉑外部からの支援体制の活用

（２）発注者間の連携強化

- ㉒工事成績データの共有化・相互活用等
- ㉓発注者間の連携体制の構築

（３）その他配慮すべき事項

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（2／2）

Ⅱ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、**工事の性格、地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な方式を選択、組み合わせて適用**する。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

概要	(1) 契約方式（契約対象範囲の設定方法）の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式（支払い額の設定方法）の選択
	設計・施工一括発注方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	詳細設計付工事発注方式			
	施工を単独で発注する方式			
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式		技術提案・交渉方式	コスト＋フィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式	随意契約		
	CM方式		段階的選抜方式	単価・数量精算契約方式
	事業促進PPP方式 など		など	など

2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用の例

(1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式

(3) 補修の技術的課題に対応した方式

(2) 若手技術者の配置を促す方式

(4) 発注者を支援する方式

など